資料２

宿泊税の使途等について

令和８年８月２６日
大分県商工観光労働部観光局観光政策課

日本一のおんせん県おおいた 味力も満載

「宿泊税使途検討委員会」における検討項目

①宿泊税の使途

②県と市町村の役割分担

③宿泊税を充当した事業の公表方法

④宿泊税充当事業の効果検証

今後のスケジュール（案）

	R7						R8		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宿泊税	**●7/3条例公布** ・宿泊事業者への説明会							●早ければ **１月下旬、条例施行見込** （課税開始）	・１月下旬開始の場合 初収納 （県へ納付）
				宿泊者等への周知（SNS、チラシ、ポスター等）※段階に分けて広報					
使途検討委員会		**8/26 第1回** ・税制度の検討経過 ・使途に係るこれまでの議論		**10月中旬 第2回** ・第1回の議論を踏まえ使途等の方針検討		**12月中旬 第3回** ・使途等の方針策定	●市町村あて周知		

宿泊税の使途について

●大分県宿泊税条例第1条

県は、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、
・地域資源の魅力向上　・旅行者の受入環境の充実　・戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立
その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。

1　財源検討会議の議論

宿泊税の税収は、大分県の観光施策を次なるステージへと引き上げ、持続可能な観光地域づくりを推進するための貴重な財源として活用するものであり、宿泊税を充当する施策・経費は、以下のとおりが望ましい。

① 大分県の観光振興に資する施策

受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、二次交通充実・周遊促進、宿泊事業者のＤＸ支援、人材確保支援、戦略的な誘客、観光危機管理、観光推進体制の強化等

② 宿泊税の徴収に要する経費

2　その他意見

・**宿泊税は納税する観光客に恩恵のあるものに使うべき**であり、観光に繋がるからといって、道路工事やホーバークラフト関係事業等に使われるのは反対。（宿泊事業者との意見交換会）

・県主導で、おもてなし業界で働く人員をUIJターンなどで確保する施策にも活かしほしい。**特に旅館、タクシー運転手の人手不足を感じている。**（宿泊事業者との意見交換会）

・**ゴミ問題が深刻**。店側に飲み食いの場所の確保やゴミ箱の設置・処理を営業許可の条件とすべき。県内一律で宿泊税を導入される事となれば、行政主導での積極対応をお願いしたい。（宿泊事業者との意見交換会）

・**行事の中でも、伝統的な祭りなどへの持続可能な投資は大切**。例えば、東京駅前での単発のプロモーション等の取組は、一過性の事業といえる。こうしたＮＧな使途を示すことで、交付金を受ける市町村も使い勝手が良くなるのではないか。（財源検討会議）

・制度開始後に**「あ、このように変わったんだ」と実感できるようなもの**である必要がある。受け入れ環境の整備が一番重要。分かりやすい看板の設置などは説得力がある。（財源検討会議）

県と市町村の役割分担（案）

1　財源検討会議の議論

・使途について、県と市町村における役割分担と連携体制を明確にする必要がある。
それぞれの役割の方向性は以下のとおり想定される。

・現在県が積上げている事業の中で、市町村が実施可能なもの、あるいは逆に、市町村が県に対して求める広域的な役割等をしっかりと整理し、それぞれの役割分担に即した適正な財源配分の仕組みを構築するとともに、市町村の自主性を尊重した制度となることを求める。

県の役割	市町村の役割
・広域的な観点からのデータマーケティングに基づく観光振興施策（広域からの誘客、県内周遊の促進（市町村をまたぐ交通）、広域的視点での磨き上げ、市町村の特性を生かした観光地域づくりの支援等） ・旅館業法（大分市を除く）、住宅宿泊事業法上の適正な指導・監督 ・税の賦課徴収業務	・基礎自治体として、地域の実情に即した受入環境の充実（観光施設や案内標識、トイレ等の整備・管理） ・地域資源の魅力向上に向けた磨き上げ ・観光地までのアクセス整備 ・旅館業法上の適正な指導・監督（大分市のみ）

2　その他の意見

・配分については、市町村内の文化財や観光資源の数と、宿泊施設数が必ずしも比例しないこともあり、**宿泊施設が少ない市町村にも、十分な配慮**をお願いしたい（新しいおおいた共創会議）

・**市単独では観光誘客施策や情報発信の展開に限界**があり、特にインバウンドへの対応には広域的かつ専門的な支援が不可欠である。（新しいおおいた共創会議）

・**県境をまたぐ交通について課題**が多い。市町村ではできないので、県で検討してほしい（宿泊事業者との意見交換会）

事業の公表方法について

○財源検討会議の議論（使途の見える化）

・納税者である宿泊者、特別徴収義務者である宿泊事業者の理解と信頼を得るため、使途の「見える化」は徹底されたい。
・また、宿泊税を充当した事業については、毎年度公表し、以下のような事項について説明をする必要がある。
・市町村への交付分について、一義的には税を徴収する県が説明責任を負うべきであるが、市町村においても、県同様に明確な説明責任を果たす必要があると考えられる。

①施策の目的・意義
　・宿泊税を活用することで、具体的にどのような施策がプラスされるのか。
　・納税者である宿泊者に理解が得られる施策であるか。
②新規又は拡充の施策
　・既存施策の財源を振り替えただけになっていないか。
③事業実施の成果
　・定量的な成果はどうであったか。

【他県の公表事例】 ※詳細は別添「参考資料」参照

○福岡県、石川県金沢市
　・充当事業を項目ごと（受入環境の充実、観光資源の魅力向上等）に、概要と写真をHP上で公表

○大阪府
　・充当事業を項目ごとに概要と活用額を表にし、HP上で公表

事業効果の検証方法について

○財源検討会議の議論（使途についての検証体制）

・具体的な使途の決定にあたっては、宿泊者や事業者の声を丁寧に聴取し、外部有識者等による助言を適切に反映させた体制を構築されたい。
・また、事業効果については、大分県の一般的な事務事業の検証同様に、少なくとも年１回程度の頻度で検証を行うべきである。
・これらを推進・評価するため、事業者や有識者からなる外部委員による組織体を設けることが必要である。
・なお、市町村も宿泊税の健全な運営を担う重要な主体であることに留意されたい。
・市町村が配分金を活用した事業を実施するにあたっても、県同様に使途を明確化し、場当たり的な事業ではなく、データやマーケティングに基づいた戦略的な事業展開が図られることが肝要である。
・県は、制度全体の実効性と透明性を高めるとともに、納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者及び県民からの理解と信頼を得られるガバナンスを市町村と共に構築すべきである。

【検証事例（目的税関係）】

○大分県 「大分県森林（もり）づくり委員会」
目的：大分県森林環境保全基金を活用した事業成果の検証や、おおいた森づくり税の検証・制度の見直し等を調査審議する。
委員：学識経験者、森林関係事業者、金融機関、公募委員　等
内容：・前年度大分県森林環境税活用事業の説明
・当該年度活用事業（予定）の説明　等